

団体・サークル紹介 No.9

真岡市で活動している、市民活動団体やボランティアなどの紹介です



もおかエコの会

私たちは栃木県地球温暖化防止活動推進員を中心に、地球環境の問題について皆さんに関心を持ってもらうため、自らも学びながら活動しています。活動内容としては、真岡市や芳賀郡、宇都宮市などの小学校で「地球温暖化防止」「3R活動」「生物多様性」「森林保全」に関する学習を実施しています。そのほかにもさまざまな「エコ」なイベントに参加しています。



コラボまつり “エコ体験”

体験を通して、地球温暖化など環境問題に興味を持ってもらいます。



環境に優しい街づくり

花壇の整備やグリーンカーテンの設置を行っています。

【問い合わせ】 コラボレーもおか ☎ 81・5522 FAX81・5558 (月曜・祝日休館)

【健康コラム No.21】

元気アップ! 通信

これからの季節に多いインフルエンザ
~正しい知識で目頃からきちんと予防しましょう~

インフルエンザと風邪の違い

インフルエンザは、感染力が強く、1~2月に流行のピークを迎えます。38℃以上の発熱や頭痛、咳、のどの痛み、関節・筋肉の痛みの症状が現れます。風邪の場合は、感染力は弱く、流行シーズンがありません。鼻水やのどの痛みの症状が現れます。

感染ルート

- ・飛沫感染 (感染した人のせき・くしゃみ等のしぶき)
- ・接触感染 (ドアノブ・つり革・電源スイッチ等)

インフルエンザの感染を予防する方法

- ・こまめに手洗い、うがい、水分補給をする。
- ・できるだけ人ごみを避け、マスクを着用する。
- ・室内を適度な湿度に保つ。
- ・流行する前に、予防接種を受ける。

子ども・妊婦・高齢者は、特に注意が必要です。

感染した場合は、早めに医療機関を受診しましょう

【問い合わせ】 健康増進課健康支援係 ☎ 81・6946 FAX83・8619

社会福祉協議会だより

10月に寄付をしてくださった方々(敬称略)ありがとうございました。

善意銀行

物品預託

匿名……………玄米 60kg、うるち米 30kg

わたのみ基金

- カラオケはうすとまと真岡店……………25,428円
- 栃木県建設業協会芳賀支部……………100,000円
- 古河ヤクルト販売株式会社……………140,000円
- 四つ竹健康おどり雅流……………55,000円
- 第37回真岡市民ゴルフ大会……………140,000円



【申し込み・問い合わせ】 社会福祉協議会 ☎ 82・8844 FAX82・5516

あの日 あのことろ

第380回
ほんま 本間 惟義さん
(東郷在住・79歳)



真岡市の温かさを感じて

私は北海道釧路市出身です。父が教員だったこともあり、大学を卒業後、自分も教員になりました。

初めて勤めた小学校は、校内の持久走大会にとても熱心なところで、子どもたちは早朝から海辺で自主練習をしていました。私の自宅が海辺の近くにあって、毎朝子どもたちと練習し、みんなに朝ご飯を振る舞い、一緒に登校しました。社会人になったばかりで不安な時期でしたが、子どもたちと心の距離を近づけることができ、良い思い出となっています。



▲永年勤続表彰(右:奥様)

その後は、中学校や高校、教育委員会などを経て校長になりました。

校長として初めて就任したのは、厚岸町立床潭小学校でした。厚岸町には知人がおり、大黒島に行つて地引網をさせてもらうなど、子どもたちとともに貴重な体験をすることができました。地引網は、魚が必ず捕れる訳ではないため、私たち大人が子どもたちに内緒で、魚やカニなどを網に入れておいたことを覚えています。それでも、子どもたちはたくさん捕れたと大喜びで、そのときの笑顔は忘れられません。

また、30代の頃に地域の区長を務めました。地区をまとめていくのは大変でしたが、教員として働いているだけでは関わる機会がない多くの方たちと交流ができ、どんな人にも柔軟に対応できるようになりました。定年退職し、息子が真岡市に住んでいるため、こちらに引っ越してきました。知人が一人もおらず心細く感じていたある日、玄関先に野菜とレシビが置いてありました。当時は驚きましたが、後日近所のお裾分けだと分かりました。そのとき、真岡市の人の温かさをぐっと感じました。それがきっかけとなって、地域活動がしたいと思いつき、早歩きをして、子どもたちの登校に付き添うため、生活リズムが整い、自分の健康のためにもなっています。さらには、ご近所の方々と協力して、地域の高齢者や子どもの見守りや支援を行つています。活動を始めてから4年目になります。活動が、ありがたい一言が原動力となり、現在まで続けられています。

消費生活センターメモ

シリーズ 426

店で買った商品は
クーリング・オフできる?

《事例》
店で気に入ったセーターを見つけ、1万円で購入したが、家に帰って着てみたら似合わなかったため、クーリング・オフしたい。

消費者が自分の意思で店に行き買い物をした場合は、原則クーリング・オフはできません。返品できるかどうかは、店との話し合いで決めることになります。

私たちは、日常生活の中でさまざまな契約をして暮らしています。「携帯電話や電気・ガスに契約する、電車に乗る、店でジュースを買う」ことなども契約です。

契約は、自分が「これをください」と申し込み、店が「ありがとうございます」と承諾する両者の意思の合致で、口約束でも成立します。契約は、法律的な責任が生じる約束なので、お互いに決めたことを守らなければならず、どちらか一方の都合で勝手にやめることはできません。

店によっては、「レシートがあれば返品を受け付ける」とありますが、店が任意で消費者の求めに応じているサービスです。店が「返品を受け付けません」と言えば、消費者は返品できないこととなります。

ただし、「突然路上で声をかけられ、店へ案内されて思わぬ契約をしてしまった」「電話などで、販売目的を告げられないまま店に呼び出されて契約した」などの場合は、消費者にとって不意打ちの契約です。「クーリング・オフ」は、このような状況下で契約した場合に、一定期間頭を冷やして考える機会を与える制度です。

ご相談は、消費生活センター(青年女性会館内) 毎週月~金曜日 9:00~12:00 13:00~16:00 ハナシテナヤミナシ ☎ 84-7830 相談料無料